

第3回大阪府民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金再構築検討会

次 第

平成15年6月19日(木) 午前10時～

大阪府社会福祉指導センター4階研修室1

1 開 会

2 新委員紹介

3 議 事

(1) 大阪府民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金制度の再構築について

(2) その他

■ 資 料

1 給与改善費補助金の将来像(案)

2 検討資料～再構築の方向性(たたき台)～

3 これからの社会福祉法人(施設)に期待される機能について(案)

参考 第2回検討会議事録要旨

大阪府民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金再構築検討会設置要綱

(目的)

第1条 大阪府民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金再構築検討会（以下「検討会」という。）は、大阪府民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金について、平成11年8月の大阪府社会福祉審議会の答申後、国の社会福祉基礎構造改革の進展など新たな環境の変化について検証を行い、今後の補助制度のあり方を検討するために設置する。

(委員)

第2条 検討会の委員は、別表に掲げる者とする。

(座長)

第3条 検討会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

(会議)

第4条 検討会は座長が招集し、座長が議長になる。

2 検討会は、委員の過半数の出席で成立し、議決は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせることができる。

(設置期間)

第5条 検討会の設置期間は、平成14年11月25日から平成17年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 検討会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、健康福祉部医務福祉指導室法人指導課が行う。

(下部組織)

第7条 検討会は、補助制度のあり方の実務作業をさせるために、下部組織を設置する。

(変更)

第8条 この要綱の変更は、検討会の承認を必要とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月25日から施行する。

大阪府民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金再構築検討会 委員名簿

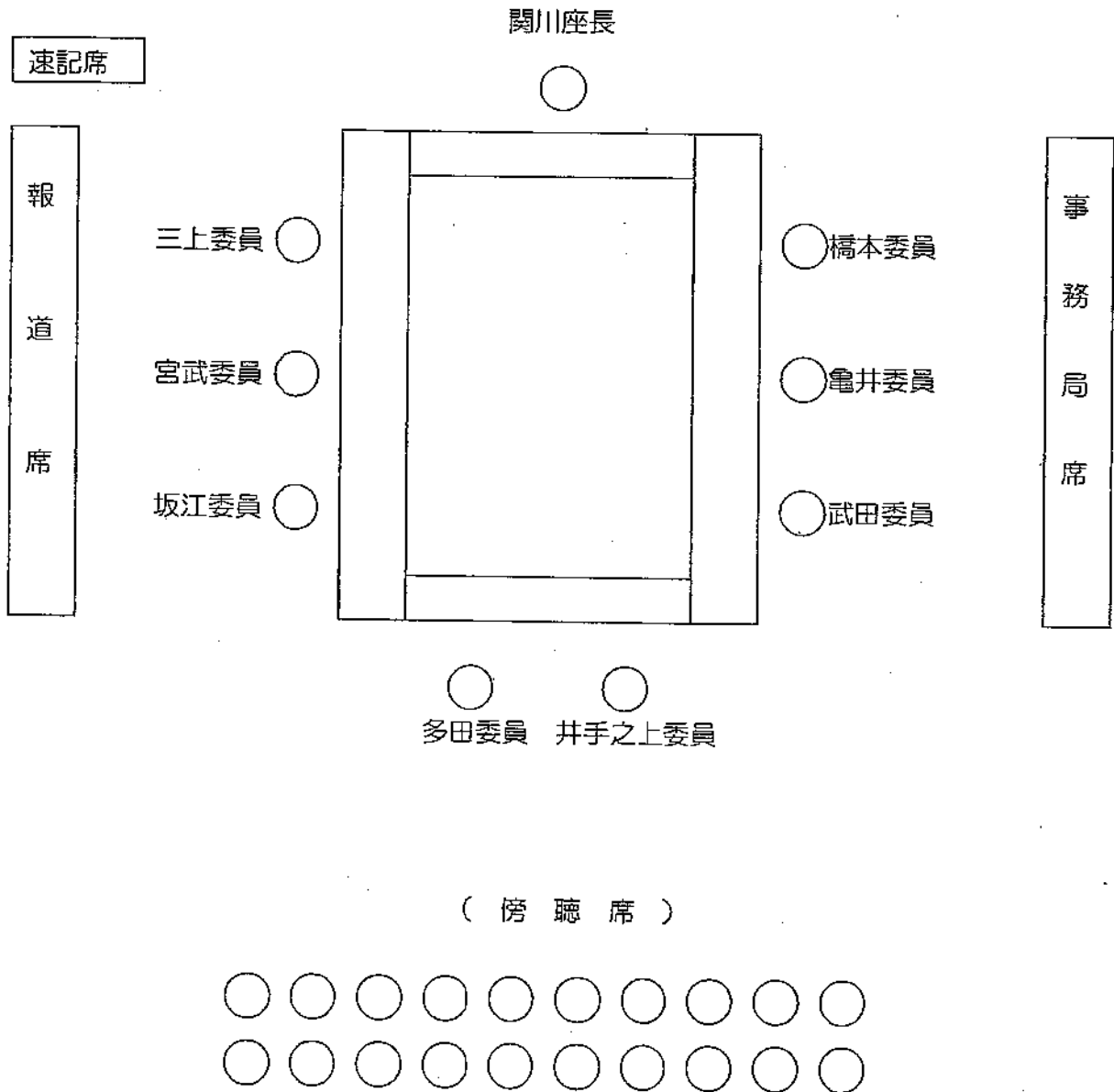
氏 名	所 属
関川 芳孝	大阪府立大学教授
高岡 國士	大阪府社会福祉協議会社会福祉施設経営者 保育部会長
三上 了道	〃 老人施設部会長
橋本 尹希子	〃 児童施設部副部会長
宮武 一郎	〃 成人施設部会長
亀井 勝	〃 セルプ部会
坂江 靖弘	〃 母子施設部会長
武田 三恵	〃 従事者部会長
井手之上 優	大阪府健康福祉部健康福祉総務課長
多田 正美	大阪府健康福祉部医務・福祉指導室 法人指導課長

(備考) 必要に応じて、外部委員が当検討会に出席することができる。

大阪府民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金再構築検討会
第 3 回 配 席 図

と き 平成15年6月19日(木) 午前10時～

と ころ：大阪府社会福祉指導センター4階研修室1



第2回 大阪府民間社会福祉施設従事職員
給与改善費補助金再構築検討会 概要

1 開催日時及び場所

平成15年3月27日(木) 午前10時～12時 大阪府社会福祉会館 第3会議室

2 委員の出席状況(五十音順、敬称略)

出席委員	欠席委員
亀井 勝	井手之上 優
坂江 靖弘	武田 三恵
関川 芳孝	
高岡 國士	
多田 正美	
福永 亮碩	
三上 了道	
宮武 一郎	

3 議題

大阪府民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金制度の再構築について

4 審議の内容

- (1) 事務局から委員の出席人数及び会議が有効に成立していることの報告があった。
続いて、資料1「第1回検討会及びこれまでのワーキンググループ会議の議事概要」に基づき、説明を行った。
 - (2) 続いて、事務局から、議事(2) 資料2「支援費制度に移行する障害者施設に対する民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金の取り扱いについて(案)」に基づき、以下の説明を行った。
 - ・措置制度から契約制度である支援費制度へ移行することに伴い、支援費対象障害者施設については給与改善費補助金の交付対象外とする。
 - ・しかし、施設経営、職員処遇、入所者等の処遇の激変を回避するため、平成15・16年度の2ヵ年について、激変緩和を図るための経過期間とし、この間、一定の経過措置を設定する。
 - ・経過措置額の算定は別紙1・2のとおりとし、経過措置額算出の基礎となる人員は、平成14年度の給与改善費補助金の対象者(14年5月1日の在職者)をベースとする。
 - ・経過措置率は、平成15年度については75%、16年度については50%とする。
 - ・平成15年度については、施設入所者等について、みなし指定から区分認定へと変更がなされることにより、支援費の総額に変動が見込まれるため補正措置を講ずる。
- 事務局の説明に対する各委員からの質問、意見
- ・措置制度から契約制度に変わっていく中で、給与改善費の対象から外れるということについては、致し方ない。障害施設についても介護保険の時と同じように経過措置を設けて対応していただくことについてはありがたいと思う。

- ・17年度以降も、何らかの形で補助金を考えてもらえないと施設が持たない。
- ・この補助制度の基本は、措置費人件費の絶対額が少ないということ。この要素を無視することはできない。
- ・支援費制度になって試算してみると、大きく減額される施設があつて相当混乱した。去年の12月に単価の見直しがあつて、収入の状況はどのように変わったのか。
- ・支援費の経過措置の金額は年間どれぐらいを予定しているのか。

○ 事務局の回答

- ・12月の新たな基準については、予算の段階で状況が判明しておらず、旧の単価で積算している。前年並みの総額で約3億円程度になっている。
- ・実際に交付するための積算をした結果、予算に不足が出た場合は補正予算をして対応する。

○ 今後の再構築の部分で、各施設種別の事情に応じた配慮をし、従前どおりの補助金のスケールで新しい補助事業を再構築できるよう事務局に要望することで、原案を了解。

(3) 続いて、事務局から、議事(2) 資料2「検討会等の今後の検討体制」に基づき以下の説明を行った。

- ・平成11年度の社会福祉審議会答申ののち、社会福祉基礎構造改革のさらなる進展や支援費制度の導入など社会福祉施設を取り巻く環境の変化を踏まえまして、平成17年度以降の再構築を目的に現在検討会並びにワーキング会議において検討をしていただいている。
- ・平成15年度から本格的な議論・検討をしていくことになるが、今までの会議において、「大阪の福祉に従事する人材を育てる、充実させるということも本補助金の再構築の一つの方向性ではないか。」との意見が出されている。
- ・現在、大阪府では健康福祉施策全般にわたり再構築を進めているところであり、その中で社会福祉施設に期待されている役割について、非常に大きいものとされている。
- ・平成17年以降の再構築のあり方については、人件費補助も含め、福祉施策全般にわたることも視野に入れ、より幅広く議論・検討していただく必要があることから、平成15年度からの検討体制として、常時、事務局である法人指導課と健康福祉総務課企画グループから、また必要に応じて健康福祉部の事業各課から委員としてワーキンググループ会議に参画させていただくことを提案し、承認された。

○ 続いて、事務局から、資料3「これからの社会福祉施設に期待される機能」に基づき、以下の説明を行った。

- ・これからの社会福祉施設に期待される役割・機能をイメージしながら、施設が公益貢献をしていくための経営支援を事業の補助の基本的な内容にしたいというのが府の考え方。
- ・大阪府では健康福祉施策全般にわたって再構築に取り組んでおり、これからの府の福祉施策の基本的な方向性を説明し、その中で社会福祉施設に期待される機能、施設種別ごとではなく、社会福祉施設全体の方向性を説明。
- ・「社会福祉施設がこれからの地域の中心的な役割を担っていく」ことについて、各委員から活発な意見が出され、これからの社会福祉法人の存在意義や、施設に対してどのような期待がもたれているのかというようなことも含めて意見交換していくこととなった。

給与改善費補助金の将来像（案）

1 給与改善費補助金制度のあり方の具体的検討案～中間報告案とりまとめに向けて～

現 行

1 概要

- 官民の給与格差是正を目的にした旧補助制度の運用（昭和48年度～平成11年度）
 - ・措置費と人件費相当額との差額補助及び府単独加配職員の人件費を補助
- 優れた人材の確保と育成等を目的にした制度への見直し要請
 - ・社会福祉審議会答申や行財政計画等により17年度から新制度へ移行
- 新制度移行までの経過措置の運用（平成12年度～平成16年度）
 - ・補助金使途についての規制緩和など弾力的な運用を実施中

2 取り巻く環境の変化～国の社会福祉基礎構造改革の進展を受けて～

- 平成12年度からの介護保険制度の導入
 - ・介護保険制度の導入により特別養護老人ホームが補助対象外となる
- 平成15年度からの支援費制度の導入
 - ・支援費制度の導入により障害者施設が補助対象外となる
- 保育所運営費の一般財源化及び直接契約制度の導入に向けた検討
 - ・市町村事務として一般財源化された場合は保育所が補助対象外となる

3 課題・問題点

- 現行のいわゆる人件費補助制度のみでは多くの施設が補助対象外になるおそれ
- 地域における福祉力の強化の必要性和専門的ノウハウを有する施設への期待の高まり
- 地域における施設としての機能強化に対する支援としてのパラダイムシフトが必要

4 検討の方向

- ① 純粋な人件費補助としての新しい制度の構築
 - ・従来の給与改善費補助金制度を抜本的に見直し純粋な人件費補助として整理
- ② 社会福祉施設の機能強化を図るための補助制度の創設
 - ・施設自体の機能強化に対する支援
- ③ 社会福祉施設を新たな公の中心的役割として位置付け
 - ・施設を地域社会の拠点としてその役割に対する支援

将来像

① 新たな人件費補助制度の構築

～人件費補助の存続の可否～

○補助対象をどうするのか

(例) ・施設 ・職種 等

○補助方法をどうするのか

(例) ・定額制 ・給地区分是正 ・措置費加算 等

② 社会福祉施設の機能強化を図るための補助制度の創設

～サービスの質の向上に向けた実践～

○専門性・技術性の向上

・入所者サービスの向上を図るための方策

職員的能力・資質の向上に資するための制度の創設

機能強化推進費補助金を含めた加配職員のあり方

○利用者本位

・苦情解決・第三者評価・権利擁護等への積極的な取組みの支援方策の構築

③ 社会福祉施設の地域社会に対する貢献策に対する新たな補助制度の構築

～先駆性・開拓性・自発性の発揮・多機能化～

○地域福祉・地域貢献

・施設が有する専門性・先駆性を地域社会への還元方策に対する支援

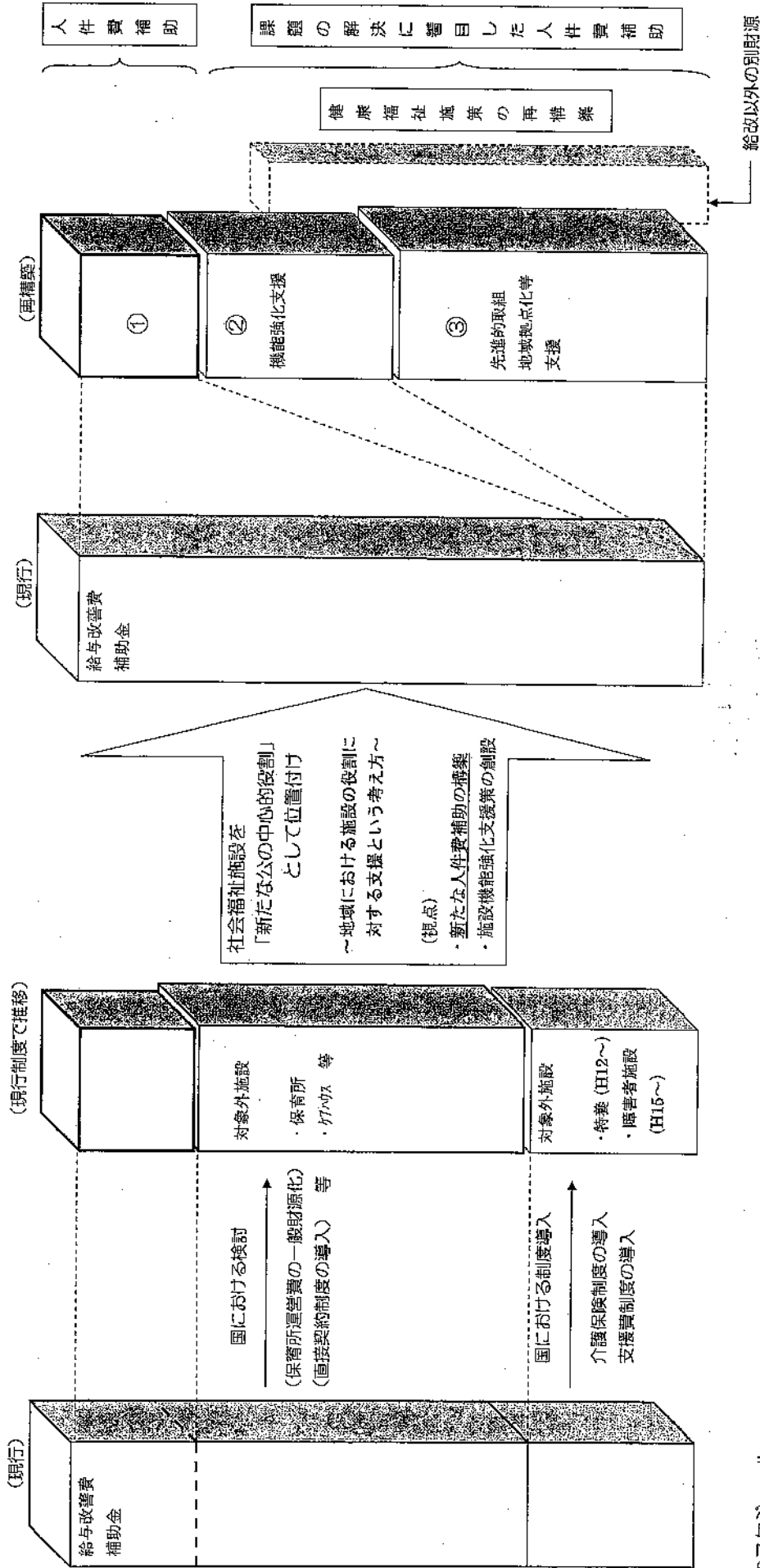
・地域福祉活動の拠点機能

・総合生活相談・つなぎ相談（介護、子育て、健康・医療、就労、住宅 等）

・在宅要援護者・要援護家庭への支援機能（虐待、ひきこもり 等）

給与改善費補助金の将来像（案）（イメージ図）

1 給与改善費補助金制度のあり方の具体的検討案～中間報告案とよりまとめにに向けて～



2 今後のスケジュール

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
※再構築案						
○健康福祉施策再構築						
○給与改善費補助金	※検討会	※ワーキング	※ワーキング	※検討会	※ワーキング	※ワーキング
	※ワーキング	※ワーキング	※ワーキング	※ワーキング	※ワーキング	※検討会（中間報告案）
						※再構築案での整理

検討項目	MEMO
<p>① 新たな人件費補助制度の構築～人件費補助の存続の可否～</p> <p>ア 補助対象について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象施設の整理 ・国の各制度導入に基づく対象施設のあり方について <p>イ 補助方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定額補助方式 <ul style="list-style-type: none"> ・職種毎に補助単面を設定し定額補助（平成12年度改正） ・職員の勤続年数等に応じ一時金的な定額補助 ・その他 <p>○定率補助方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置費管理費部分に対し一定の加算率による上乗せ補助 ・給地区分是正として調整率に準じ定率補助 ・その他 	
<p>② 社会福祉施設の機能強化を図るための補助制度の創設～サービスの質の向上に向けた実践～</p> <p>ア 専門性・技術性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入所者サービスの向上を図るための方策 <ul style="list-style-type: none"> ・機能強化推進費補助金を含めた加配職員のあり方 ・研修制度に対する補助など職員の能力・資質の向上に資するための制度の創設 <p>イ 利用者本位</p> <ul style="list-style-type: none"> ○苦情解決・第三者評価・権利擁護等への積極的な取組みの支援方策の構築 ・総合相談体制の充実 ・事業者のサービスの質の向上と利用者の選択を目的とした第三者評価システムの導入 ・普及啓発事業の充実 <p style="text-align: center;">⇩</p> <p>○これらの事業を行うにあたってのマンパワー部分に対する支援策の構築</p>	

これからの社会福祉法人（施設）に期待される機能（地域福祉、地域貢献）について（案）

（考え方）

・「大阪府地域福祉支援計画」の
具体化

・「新たな公」としての社会福祉法人
（施設）の役割

・措置委託・事業委託方式のみからの脱却
・蓄積された専門性・ノウハウの発揮
・地域住民・当事者団体・NPOなどの非営利
活動との連携
・行政、専門機関、サービス実施主体等との
連携強化による「つなぎ」

・先駆性・開拓性、自発性
の発揮
・多機能化、総合化
・地域の情報拠点化、
活動拠点化

「制度・施策の狭間に
存在する人々」
に対する相談・支援

（施設種別）

（地域福祉・地域貢献の視点）

■ 介護老人福祉施設

・特別養護老人ホーム

・地域の「要保護者」に対する生活相談・
支援機能
・介護保険制度外の高齢者支援

■ 障害者支援費施設

・知的障害者更生施設
・知的障害者授産施設
・身体障害者更生援護施設

・地域の「障害者」に対する生活相談・
支援機能
・支援費制度の円滑導入・利用支援

■ 保育所

・保育所

・地域の「在宅子育て家庭」に対する生活
相談・支援機能
・保護を要する子どもと家庭への支援

■ 措置型福祉施設等

・養護老人ホーム、軽費老人ホーム、
ケアハウス
・児童養護施設
・知的障害児施設、肢体不自由児療護施設
・乳児院、母子生活支援施設
・保護施設（救護施設、更生施設）

・地域の「要保護者」に対する生活相談・
支援機能
・施設種別に応じた特性・専門性の発揮

・地域福祉を推進するため、地域の「要保護者」に対する「課題の発見・見守り・
相談・専門機関等へのつなぎ」など、総合生活相談・支援のための拠点機能
・小地域ネットワーク活動、当事者、NPO、ボランティア等の連携拠点機能
・介護・寝たきり・痴呆等予防の拠点機能 など

・支援費制度下における障害者のサービス利用をきめ細かくサポートするため、
障害者に対するケアマネジメント手法の導入やピアカウンセリング活動等の拠
点機能
・小地域ネットワーク活動、当事者、NPO、ボランティア等の連携拠点機能
・障害者生活支援センター、市町村、事業者などに対する「つなぎ」機能 など

・「在宅子育て家庭」に対するきめ細かな支援を展開するため、子育て中の親に対
する「見守り・相談」、相互援助活動支援などのための拠点機能
・小地域ネットワーク活動、当事者、NPO、ボランティア等の連携拠点機能
・障害のある子ども、ひとり親家庭、ひきこもりや不登校など課題を抱える家庭
に対する相談・支援機能 など

・施設種別ごとの特性・専門性を発揮し、地域の「要保護者」に対する相談・支援
のための拠点機能（一時保護や短期入所など施設機能を活用した地域の「要保護
者」に対するサービス展開）
・小地域ネットワーク活動、当事者、NPO、ボランティア等の連携拠点機能
など